

平成 26 年 2 月 13 日

報道関係者 各位

ゾーン 30 について

平成 26 年 1 月 13 日より、島原市白山地区（島原第三小学校付近、約 42 ヘクタール）の道路すべてが、最高速度 30 キロの交通規制区域となりました。

ゾーン 30 とは、通行車両の速度抑制と通過交通を減少させ、住宅地や通学路等の生活道路における交通事故を減らすことを目的としています。

ゾーン 30 区域の入口には、緑のカラー舗装に白字で『ゾーン 30』の標示、規制標識を設置しています。

県内では 7 番目（4 市目）、島原市内では初の試みとなります。

児童・生徒及び住民が安心して通行できるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

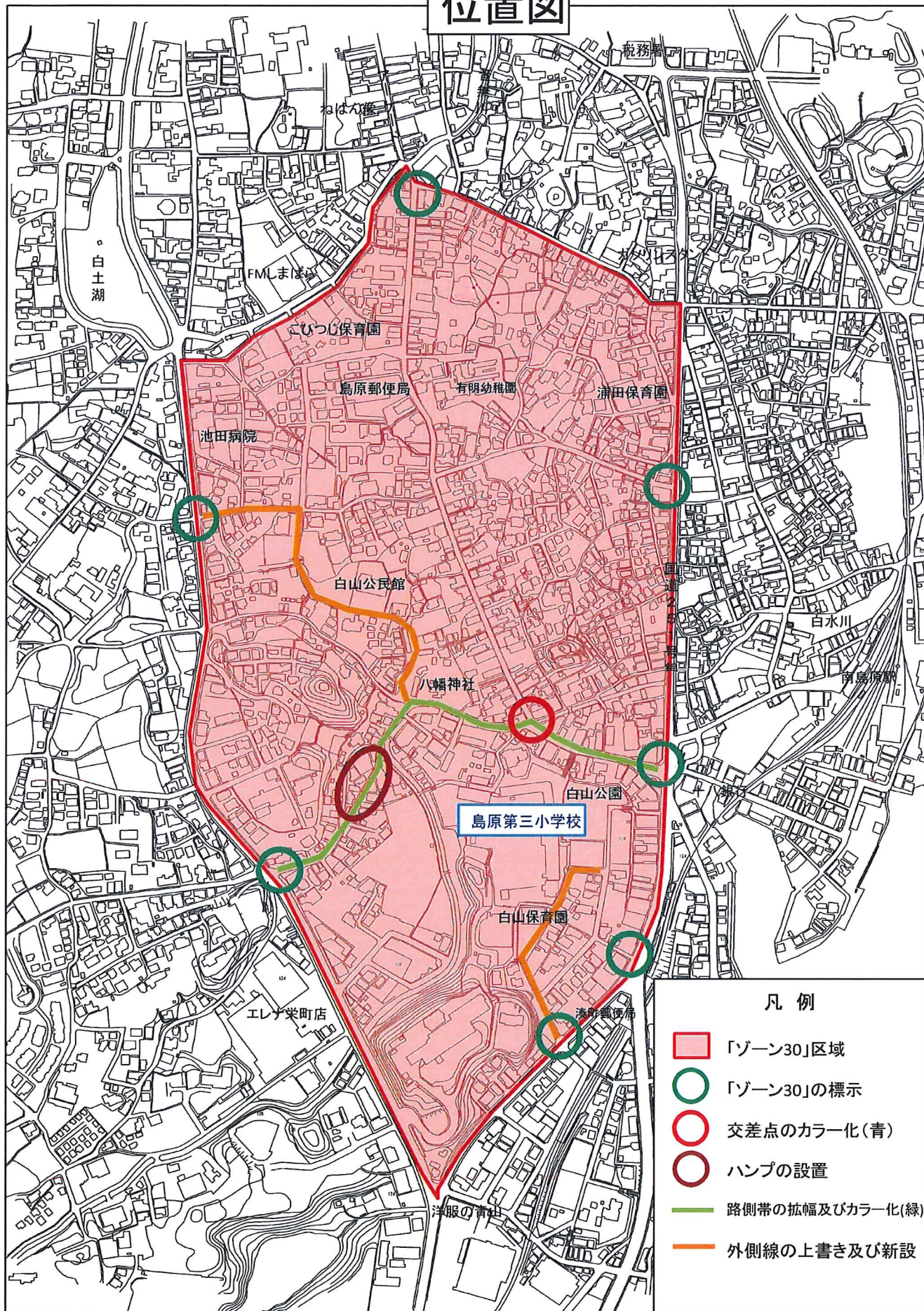
担当：建設部道路課

道路整備班 小川清貴

電話：0957-63-1111（内線 221）

E-mail：kiyotaka-o@city.shimabara.lg.jp

位置図





資料

